

農地中間管理機構への農用地等貸付けに当たっての注意事項

- 1 次の場合は、機構が借受けする 対象農用地から除きます。
 - (1) 市街化区域の農用地。
 - (2) 農用地の所有が共有名義になっていて、同意書が添付されていない場合。
 - (3) 仮登記又は抵当権の設定等がある場合など、安定した貸付けに支障が生じる可能性があるもの。
 - (4) 再生不能な遊休農地など、利用することが著しく困難な場合。
 - (5) 借受希望の状況等から、貸し付ける可能性が著しく低い場合。

- 2 機構からの貸付先について
機構では借り受けた農用地を、公募による応募者にとって効率の良い形になるよう考慮して紹介します。紹介先については、地主様のご要望を伺い、ご相談しながら決めてまいります。

- 3 機構集積協力金の支払対象について
機構集積協力金のうち、次のものは機構から 農用地の貸付けが行われた場合に、支払対象 となります。
 - (1) 経営転換協力金

- 4 機構の借受けと農用地の管理について
申込書の提出だけでは機構が借り受けることにはならないので、機構が借り受けるまでの間は農用地の草刈り・耕耘等の適正な管理 をお願いします。

- 5 農用地の条件整備について
農用地の条件整備（畦畔の除去、暗渠の施工等）については、借受者が希望する場合等、必要な場合に実施 されます。その場合には事前にご連絡して同意をいただきます。

- 6 借受けの手続き
後日、お申込みいただいた農用地をお借りする可能性が出てきた（紹介先から借り入れたい旨の御意向があった）場合、電話等でご連絡した後、お借りする条件等の話し合いをすることになります。
そこで、お借りする条件に同意をいただけた場合には、お借りする手続きを行います。

- 7 申込書を取り下げる場合について
機構ではなく、他の人に貸すことにした場合等中間管理事業の申込みを取り下げる場合は、電話等でご連絡ください。